

令和2年 八潮市農業委員会9月総会 議事録

- 1 開催日 令和2年9月25日(金)
- 2 開催時間 午後3時30分から
- 3 会場 さいかつ農業協同組合 八潮八條支店会議室
  
- 4 出席委員 13名  
会長 1番 大塚 一宏  
会長職務代理者 2番 小早川喜一  
委員 4番 渋谷 稔 11番 臼倉 正浩  
5番 荻野 恭子 12番 鈴木 新一  
6番 齋藤 富子 13番 鈴木 隆  
7番 福岡 達則 14番 田中 幸夫  
8番 小倉 雅樹 15番 松田 淳一  
10番 新井 孝美
  
- 5 欠席委員 2名  
委員 3番 大野ヒロ子 9番 飯山 敏行
  
- 6 議事日程  
第1 会長挨拶  
第2 議事録署名人の選任  
第3 書記任命  
第4 議 事  
議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件  
議案第17号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件
  
- 7 協議事項  
生産緑地地区の都市計画の変更(案)について
  
- 8 転用等届出受理報告  
報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請取下げの件  
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

9 その他

10 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 3時30分

### ◎開会の宣告

○事務局長 ただいまより八潮市農業委員会 9月総会を開会いたします。

定足数については、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は13名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、3番委員の大野ヒロ子委員、また9番委員の飯山敏行委員につきましては、欠席の連絡をいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

---

### ◎会長挨拶

○会長 皆さん、改めまして、こんにちは。

本日は足元の悪い中、またお忙しい中、総会出席ありがとうございます。

また、さきの研修会は大変お疲れさまでした。新人委員の皆さんには農業委員会の業務、農業委員の役割、農地法3条、4条、5条といった許可の考え方がよく理解できたのではないかと思います。また、経験者の方も再確認という意味でいい勉強になったかと思えます。

それでは、9月総会を始めたいと思います。皆さん、最後までご協力よろしくお願いいたします。

○事務局長 大塚会長、ありがとうございました。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がありましたら、恐れ入りますがお手を挙げていただいて、お知らせいただければと思います。

①八潮市農業委員会 9月総会次第 A4横

②生産緑地地区の都市計画の変更（案）について（協議）（資料 - 1）

③令和3年度県農地利用最適化の推進施策に関する意見書の送付について  
（資料 - 2）

④令和元年度農地利用最適化推進1・1・1運動活動報告のホームページ掲載について

(資料 - 3)

⑤農業委員会組織による「令和2年7月豪雨災害義援金」の募集について

(資料 - 4)

⑥全国農業新聞を読もう!!紙面徹底解説パンフレット (資料 - 5)

⑦農作物の盗難に気をつけて!! (資料 - 6)

⑧台風接近前の対策にご協力ください (資料 - 7)

⑨家賃支援給付金のお知らせ (資料 - 8)

⑩審議会等委員一覧 (資料 - 9)

こちらは先月の総会で決定いたしました皆様に担当していただく審議会等の委員の一覧表になりますので、間違いのないと思いますが、後ほどご確認いただければと思います。

⑪八潮市農業委員会慶弔規定 (資料 - 10)

⑫ (封筒の中) 身分証明書+名刺 (資料番号なし)

封筒の中に身分証明書と、10枚ほど名刺を入れさせていただいております。後ほどご確認いただければと思いますが、身分証明書には、先月の総会後に撮影させていただきました顔写真を貼付けてありますので、後で手帳に挟み入れていただければと思います。また、ご自分で住所は書き入れていただければと思います。任期中の3年間使いますのでよろしくお願いいたします。

⑬かすかべのうりんナビ (資料番号なし)

こちらは春日部農林振興センターより、年3回ほど発行される広報紙となります。今回は八潮市内を流れる用水路にも関係のある古利根堰の耐震対策などの記事が載っておりますので、後ほど読んでいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

そのほかに、手提げバッグの中に農業経営及び農地利用状況調査に関する調査票の未回収分の封筒が入っているかと思っております。新井委員のところについては未回収はありません。そのほかに、クリップボード、赤ペン、農地パトロール実施要領、また農地パトロールの報告書、担当地区の地図、腕章が入っています。帽子については、新任の委員の方のみにお配りしています。

そのほか、新任委員の方には全国農業会議所から送付がありました、ご就任のお祝いと全国農業新聞のご活用のご願いについてという文書と粗品が手提げバッグの中に入っております。

以上で手提げバッグの中身を除いて全部で13点になります。

資料の漏れ等はなかったでしょうか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第8のその他まで、どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

進行は着座にて失礼いたします。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいですか。

———— 委員より「はい」の声あり ————

○議長 ありがとうございます。

それでは、4番、渋谷稔委員、14番、田中幸夫委員にお願いいたします。

---

#### ◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いいたします。

○事務局長 はい、わかりました。

---

#### ◎議案第16号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきましては、2件ございますが、まとめて事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

こちら研修でもありましたが、農地を農地以外のものにするための権利移動を伴う申請ということで、農地法第5条の許可申請となります。

実は、こちらは昨年11月に議案第19号で申請した案件と同じになります。昨年の計画がその後住宅メーカーと折り合いがつかなくて、結局住宅メーカーが変わりまして、計画が変

りました。後の報告事項で出てくるんですけれども、前の申請は一旦取り下げられております。農地法の妥当性を判断する上での状況というのはほとんど変わらないんですけれども、開発許可申請のほうで建物の内容が変わるのであれば、1度取り消して、申請し直してくださいということになりまして、それに合わせて農地転用も開発許可申請と同時に進めるものですから、対象の建物が違ってしまいますのであれば、農転のほうも前のを一旦取り下げして、出し直してくださいということで、今回新たに提出されたものです。ですから、次第のほうに記載された議案の内容はほとんど変わっていないんですけれども、建築費とあと後ろのページに出てきますけれども、建物の平面と立面、こちらがちょっと変わっていますけれども、そのほかの記載内容はほとんど変わっておりません。

ただ、新任の委員さんにおかれましては、初めての議案となりますので、通常どおり議案のほうを読み上げてまいりたいと思います。

まず、1ページのほうからご覧ください。

番号1、譲受人住所・氏名、〇〇〇丁目〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲渡人住所・氏名、〇〇〇丁目〇番地〇、〇〇〇〇、こちらは〇〇さんの父親となっています。土地の所在〇〇〇〇字〇〇〇〇ー〇、地目、畑、地積〇平米、同じく〇〇ー〇、畑、〇〇平米、合計〇〇平米、こちらの権利の内容は使用貸借権の設定となります。

同時に、番号2のほうも説明してまいります。譲受人、譲渡人、同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇さんとなります。譲渡人が〇〇〇丁目〇番地〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇、こちらは番号1の〇〇〇〇さんのご兄弟で、お兄さんに当たる方が〇〇〇さんとなります。ですから〇〇さんから見るとおじさんということになります。こちらの土地の所在が〇〇〇〇字〇〇〇〇ー〇、地目、田、地積〇〇平米、こちらの権利の内容は所有権の贈与となります。転用目的は住宅敷地となります。

続きまして、2ページのほうをご覧ください。

以降、番号1も番号2も同じ内容となりまして、まず申請地の概要は、申請地は市街化の傾向が著しい区域に隣接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満の第2種農地となります。

申請理由としましては、現在親の所有するアパートに住んでおりますが、〇〇の職にあることにより、〇〇や〇〇〇が増え手狭になってきております。そういうことで土地を探しましたが、適当な建築地が見つからなかったため、通勤にも便利である申請地に親と同居することもできる自己用住宅を建築したく申請するものであります。敷地については、番号1のほうで親からの使用貸借、番号2が叔父夫婦より贈与を受ける形となっております。

資金計画・調達計画につきましては、こちら記載の金額を借入金と自己資金で賄うということで、金融機関の融資証明書と残高証明書が提出されております。こちらの金額が前回よ

りちょっと変わったぐらいの変更になります。

周辺農地への被害防除策といたしましては、転用するに当たり、コンクリートブロック・フェンスを設置して、周辺農地等に被害が生じないようにするという計画になっております。

次に、場所を説明してまいります。4ページのほうをご覧ください。

○○○○○○○○○○の前面の道路、○○○○線を北上します。2つ目の信号を左折しまして、西の方向に進んでいきますと○○○のある交差点に当たりますが、この交差点を右折して200メートルほど北に進みまして、そうしますと右側、道路の横に○○○と呼ばれる水路があるんですけれども、その水路越しの土地となります。

議案第16号の案内図の右上に拡大図がありますが、この色の濃いほうが議案第16号-1で、こちらがお父さんから土地を使用貸借する部分、薄く網かけしてあるほうが議案第16号-2で、叔父さん夫婦から土地を贈与される部分、この敷地にまたがって住宅を計画しているということで、土地利用計画図と立面図が次の5ページ、6ページとなります。こちらの形は前回よりも変わっている。このような申請です。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきましては、建築計画の内容が変わって開発許可の申請を取り直すことに伴い、農地転用許可申請も取り直すことになったものであり、転用の妥当性を判断する上での状況は当初の申請時と変わっておりませんので、担当地区委員からの補足説明は省きたいと思いますが、12番の鈴木新一委員、何か特別に補足することはありますか。

○12番（鈴木新一委員） 水路の占用許可も取っておりますし問題ないと思います。

○議長 ありがとうございます。

それでは、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号1、2について、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

よろしいですか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 特にないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

———— 挙手全員 ————

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本件は原案のとおり可決いたします。

### ◎議案第17号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第17号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきましては2件あります。

まず、番号1について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の7ページをご覧ください。

まず、今回は生産緑地地区が解除されるまでの流れについてから、ちょっと簡単に説明させていただきますと思います。

まず、生産緑地というのは、指定後30年たたないと解除することができないものなんです。その30年に満たない間でも相続が発生したとき、または耕作者に重度の身体的故障が発生したときは買取りを申し出ることができることとなっております。それで、そのような事態が発生した場合は、生産緑地を管理しているところ、八潮市だと公園みどり課になるんですけれども、そこに生産緑地の買取り申出というのをすることになります。

その買取り申出をするときには、添付書類として農業委員会からの主たる従事者の証明書というのが必要となります。そのために今回申請されてきたものであるんですけれども、今回の農業委員会の審議を通りまして、主たる従事者の証明書が発行されると、申請者はそれを持って改めて公園みどり課のほうに生産緑地の買取り申出をすることになります。

そうすると、公園みどり課は市役所内の各部署に公共用地として取得する部署があるかどうか照会をかけます。どこの部署も買取りませんという回答がくると、次のステップとして農業委員会に生産緑地の買取りのあっせんの依頼が参ります。

そうしますと、農業委員会のほうで各委員さんにそれぞれの地域でその生産緑地を買い手がいるかどうか、当たっていただいて、買い手がいたら報告いただくところですが、市街化区域内の農地ですので今まであっせんに応じた例はないのですけれども、農業委員会であっせんした結果、買取りを希望する方はいませんでしたと公園みどり課のほうに回答することになります。

そういう流れで、申請者が公園みどり課に生産緑地の買取り申出をした日から3か月が経過すると、行為の制限の解除といまして、その生産緑地を農地転用して、例えば駐車場にしたり、家を建てたりということが可能になります。

そして、その年の都市計画審議会場で、ここはもう生産緑地じゃなくなりましたということを経りまして、解除という流れになります。

今回は2件ありますが、生産緑地の買取り申出をするために、その添付書類が必要であることから主たる従事者の証明を農業委員会に求めてきたものということになります。

それでは、議案のほう説明してまいります。

7ページ、議案第17号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、



次のとおり証明したい。

番号1、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇、地目、畑、地積〇〇〇平米、主たる従事者の住所・氏名、〇〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇、申出者、住所・氏名、〇〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇、本人となります。買取り申出の生じた日及び理由、令和2年〇月〇日、主たる従事者の故障が原因となります。

次に場所の説明をいたします。隣の8ページをご覧ください。

まず、八潮市役所の〇側の出口を出まして、右折して〇に向かいます。真っすぐ行きますと〇〇〇にある〇〇〇の交差点に当たりますが、そこを左折して〇〇方向に真っすぐ進みます。そうしますと〇〇の手前200メートルほどで〇〇通りにぶつかります。角に〇〇〇〇〇〇〇〇のある交差点に当たりますが、そこを右折して〇〇通りをずっと〇方向に進みますと〇〇〇〇〇〇〇〇に入ったところで緩やかなカーブに当たるんですけども、そのカーブ地点から200メートルほど進みますと〇〇〇〇〇や、〇〇〇〇〇〇〇〇などがあるんですけど、この〇〇〇〇〇の〇側、こちらの網かけした部分の土地となります。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の13番、鈴木隆委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○13番（鈴木 隆委員） 先日、現地調査をしてまいりました。

農地といたしまして約〇反歩の〇〇〇坪であります。〇反歩という広い農地ですが、現在きれいに除草をされておりまして、きれいに整地されておりました。

聞き取り調査ということで、〇〇〇〇さんとお話をさせていただきました。2年前より体調不良で農業をやるのも困難になってしまったということを知っております。奥さんについても10年前より体調をやっぱり崩しまして、農業を行っていないという現状でありますので、農業経営は困難なのかなと思っております。

補足説明としては以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と13番、鈴木隆委員より生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明、番号1についての説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

○8番（小倉雅樹委員） 8番、小倉です。

この主たる従事者の故障とあるんですけども、これはどの辺までが故障、重度の故障で、農家やれないよというのとか、もうある程度年だから体調悪くてできないよという人もいると思うんですよ。手足が欠損している証明とかあると思うんですけども。

○議長 基本的に医者の証明書が必要になってくるんですよ。詳しくは、事務局でお願いし

ます。

○事務局 診断書の内容にもよると思うんですけども、その診断書を見て、公園みどり課が判断することになります。

○議長 ほかにございませんか。

どうぞ。

○4番（渋谷 稔委員） 4番の渋谷なんですが、この土地の道路づけというのはどうなっているんですか。

○事務局 この敷地の東側の道路から〇〇さんの自宅がこの敷地についているんですけども、その間を経由して入れるようになっております。

○4番（渋谷 稔委員） それは南側というか、〇〇脇のあたりから入るんですか。

○事務局 そうです、〇〇沿いの道路といいますか。

○13番（鈴木 隆委員） 13番、鈴木です。

今、渋谷委員が申しておりました質問ですが、この〇〇〇〇より下に来ていただくと、倉庫がありまして、その下が〇〇さんの自宅です。その間がちょっと空いていますよね、そこから出入りということです。左側に水路があるんですが、それは道路づけがありません。

以上です。

○議長 左側は水路なんですか。

○13番（鈴木 隆委員） 水路です。

○議長 水路をまたいでというのは、橋がかかっていないわけですね。

○13番（鈴木 隆委員） かかっていないです。

○事務局 〇〇通りの〇と書いてあるところの上がちょうど〇〇さんの土地なので、そこから出入りを今までしていたわけですね。

○13番（鈴木 隆委員） その間に少し長く空いているところが道路なんです。そこから入れるんです。

○4番（渋谷 稔委員） 北側の道路があるじゃないですか、北側、途中で止まっちゃっているような。そこはもう行き止まりですか。

○事務局 行き止まりです。こっこの畑には到達していません。

○4番（渋谷 稔委員） 分かりました。

○議長 ほかにございませんか。

すみません、いいですか。

〇〇さんはこの生産緑地がなくなるということですが、生産緑地でない農地は持っているんですか。

○事務局 生産緑地はここだけですけども、農地はほかにもあります。

この敷地に隣接している、この網かけで塗り潰した左側と、あとほかに1か所あります。

○議長 わかりました。

ほかにございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思ひます。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手多数 ——

○議長 ありがとうございます。挙手多数ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

続きまして、同議案、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の9ページをご覧ください。

議案第17号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願ひ、番号2になります。

買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇丁目〇ー〇、地目、畑、地積〇〇平米、同じく〇ー〇、畑、〇〇平米、〇ー〇、畑、〇〇平米、〇ー〇、田、〇〇平米、合計〇〇平米、主たる従事者住所・氏名、〇〇〇丁目〇ー〇、〇〇〇〇、申出者住所・氏名〇〇〇丁目〇ー〇、〇〇〇〇、この土地の相続人となります。主たる従事者との続柄は子、次男となります。買取り申出の生じた日及び理由、令和2年〇月〇日、主たる従事者の死亡となります。

次に場所の説明をしてまいります。隣の10ページをご覧ください。

八潮市役所の今度は〇側の出口を出まして、真っすぐ行くと〇〇〇〇〇〇〇〇1つ目の信号に当たりますが、そこを右折しまして真っすぐ行きまして、次の2つ目の信号〇〇〇〇のある交差点ですが、ここを左折します。こちら〇〇〇〇〇〇線になりますが、そのまま〇〇〇〇〇〇〇線を行きまして、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇のある交差点に当たりますが、ここをそのまま直進して180メートル行きますと〇〇〇〇さんの自宅が右側にあるんですが、その自宅から西側の道路を挟んだご覧の着色した部分が今回の申出地となります。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の5番、荻野恭子委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○5番（荻野恭子委員） 先日、事務局から連絡をいただきまして、9月15日現地確認に行つてまいりました。

現地は安全鋼板で囲われておりました。安全鋼板の隙間からビニールハウス3棟確認した様子では、後継者がいらつしやらないということで、観葉植物らしきものが無造作に散らばっている状態に映りました。隣地に対しましては迷惑になっているようなことはありません。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局と5番、荻野委員より生産緑地に係る農業

の主たる従事者についての証明の件、番号2について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

1ついいですか、そのハウスの中の観葉植物の状態は、具体的にどういった様子だったんですか。枯れているとか。

○5番（荻野恭子委員）　そうですね、観葉植物らしきものが枯れた状態でした。後継者はいないということを知っていますので。

○議長　すぐには耕作できない状態ですか。

○事務局　事務局からちょっと補足で、事務局でも確認しましたが、普通のビニールハウスだと野菜がほとんどなんですけれども、ここは、荻野委員が言われたように観葉植物とか、花とかなんですよね。だから、明らかにやっていたのは分かるんですよ。草がぼうぼうじゃなくて、そういう観葉植物っぽいものがここ数か月手がかなくなると見受けられる感じです。だから、昔は確かにそういう花などをやっていたというのが分かります。ここ数か月、後継者がいないので、花がそのまま伸びたという感じで、雑草がぼうぼうとはまたちょっと違った感じです。

そのような状況です。

○議長　5番の荻野委員の判断としてはどうですか。

○5番（荻野恭子委員）　今、事務局の清水係長がおっしゃったような、しばらくの間手をつけられずに扱っていた植物が放置されていただけで、今まで全然何もしていなかったというような状態ではなかったかと思います。

○議長　分かりました。

ほかに質問ございませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長　特にないようでしたら、ただいま5番、荻野委員の意見もございましたが、それを踏まえて審議してください。

それでは、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長　ありがとうございます。挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

---

### ◎協議事項

○議長　次に、次第6、協議事項にまいります。

○議長 協議事項、生産緑地地区の都市計画の変更（案）についてですが、生産緑地地区に関する都市計画の変更につきましては、生産緑地法施行規則第1条の規定により、農業委員会の意見を聞くことができるとされているところです。

本日は公園みどり課の職員から説明をお願いいたします。

○公園みどり課長 皆様、こんにちは。公園みどり課長をしております内海と申します。

農業委員の皆様におかれましては、日頃より公園みどり行政にご理解とご協力を賜りまして、心より御礼申し上げます。

さて、本年7月には生産緑地地区の追加指定に従いまして、本委員会に調査をお願いしましたところ、申出された土地が適正であるとの回答をいただいたところでございます。本日は、この追加指定箇所を含む生産緑地地区の都市計画の変更をしたいと考えておりますので、生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、本委員会にご意見を伺うものでございます。

概要といたしましては、変更が7件、廃止が2件、追加が1件となっております。

それでは、詳細については担当職員より説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○公園みどり課 皆さん、こんにちは。公園みどり課の有馬です。

着座にて、皆様に説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、生産緑地地区の都市計画の変更の説明をさせていただきます。

生産緑地地区に関する都市計画の変更につきましては、生産緑地法施行規則第1条の規定により、農業委員会の意見を聴くことができるとされております。お手元の配付資料1をご覧ください。市長から農業委員会の会長様宛てに協議の依頼をしたものです。生産緑地に関する都市計画の変更（案）につきまして、八潮市農業委員会様に意見を求めるものでございます。

それでは、配付資料を1枚めくっていただき、右上が様式-7となっている草加都市計画生産緑地地区の変更（八潮市決定）をご覧ください。

こちらは生産緑地地区の都市計画の変更（案）となります。今回の変更は地区の変更、廃止、追加の3種類があります。

まず初めに、地区の変更です。

1番の都市計画生産緑地地区中八潮○号生産緑地地区ほか6地区を次のように変更しております。中段の表をご覧ください。この表の左から地区の名称、面積、備考となっております。変更となる地区は、八潮○号生産緑地地区以下○号、○○号、○○号、○○号、○号、○号となっております。

次に、廃止です。

2番になります。都市計画生産緑地地区中八潮南部〇号生産緑地地区ほか1地区を廃止するとなっております。廃止する地区は八潮南部〇号と南部〇号となりますが、表には載っておりません。

続きまして、追加になります。

3番の都市計画生産緑地地区中八潮〇号生産緑地地区を追加するとあります。中段の表をご覧ください。追加する地区は表中の八潮〇号の1地区となります。

今回、地区の変更が7地区、廃止が2地区、追加が1地区の合計で10地区ございます。

変更となります理由は、仮換地の使用収益開始に伴う区域の変更、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除、八潮市生産緑地地区追加指定の基準に基づく農地の新たな指定となっております。

1ページをめくっていただくと、変更概要書となっております。右上が様式-9となっております。

こちらの表は、左から地区の名称、変更の内容となっております。今回変更となります生産緑地の地区ごとの変更の内容が記載されております。

一番上の八潮〇号生産緑地地区をご覧ください。

右側の変更内容は、鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業の進捗に伴い、仮換地の使用収益が開始されたことにより、面積及び区域が変更されました。

このように地区ごとの変更内容、変更面積が記載されております。以下、他の地区も、2ページ以降が変更概要図となります。この変更概要図と併せて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この表の上段から説明させていただきます。

変更概要図を中心に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、変更概要図、八潮〇号生産緑地地区をご覧ください。変更概要図7分の1と書いてあるものです。こちらをご覧ください。

今回の申請地の位置は、鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業地内にあり、八潮市役所の〇側で〇〇〇〇〇〇の〇〇側にあります。仮換地の使用収益開始に伴い、生産緑地地区の区域の面積約〇〇haから約〇〇haに変更するものです。生産緑地地区の区域は変更前の黄緑色の着色箇所から、変更後の赤い枠線内、こちらの使用収益開始に伴い生産緑地が変更となったものです。

次ページ、変更概要図2枚目をお開きください。八潮〇号生産緑地地区になります。

位置は、〇〇〇〇〇〇の北側になります。土地の面積錯誤に伴い生産緑地地区の区域の面積を約〇〇haから約〇〇haに変更するものです。区域の変更はありませんが、変更前を黄緑色の着色箇所、変更後を赤い枠線で表記をしております。

次ページをお開きください。

八潮〇〇号、〇〇号、〇〇号の生産緑地となります。

位置は、〇〇〇〇〇土地区画整理事業地内にあり、〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇保育所の〇〇側になります。こちらも仮換地の使用収益開始に伴う変更です。

まず、八潮〇〇号です。概要図左側の生産緑地地区の区域が変更前の黄色の着色箇所に変更後の赤い枠が生産緑地地区になります。生産緑地の面積は約〇〇h aから約〇〇h aに変更するものです。

続きまして、〇〇号です。〇〇号は概要図の右側で、〇〇号のすぐ右になります。生産緑地の区域が変更前の黄緑色の着色箇所と変更後の赤い枠線ということになります。生産緑地の区域の一部を〇〇号に分割したので、面積を約〇〇h aから約〇〇h aに変更するものです。

続きまして、八潮〇〇号です。概要図の中央の下の所で、生産緑地の区域の変更前は黄緑色の着色、変更後は赤い枠線でかこまれております。こちらは、生産緑地の区域の一部が先程の八潮〇〇号から移行してきたことに伴い、約〇〇h aを追加し、面積を約〇〇h aから約〇〇h aに変更するものです。

次ページをお開きください。

八潮〇号生産緑地地区になります。

位置は、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇側になります。

水路部分を生産緑地から削除したことに伴い、黄緑色の着色箇所の約〇〇h aを削除し、生産緑地地区の区域は赤い線内の約〇〇h aとなります。

次ページをお開きください。

八潮〇号生産緑地地区になります。

位置は、〇〇の〇〇〇〇の北東側にありまして、先ほどと同じように水路部分を生産緑地から削除したことに伴い、黄緑色の着色箇所の面積約〇〇h aを削除し、生産緑地地区の区域は赤い枠線内の約〇〇h aとなります。

次ページをお開きください。

八潮南部〇号、南部〇号の生産緑地となります。

位置は、〇〇〇〇〇一体型特定土地区画整理事業の区域内にあり、〇〇〇〇〇〇の北側になります。

生産緑地法第14条の規定に基づき、行為制限の解除に伴い、黄緑色の着色箇所の面積、八潮南部〇号については約〇〇h a、八潮南部〇号については約〇〇h aを削除することにより、生産緑地地区を廃止するものです。

次ページをお開きください。

八潮〇〇号生産緑地地区となります。

位置は〇〇〇〇〇〇の西側になります。八潮市生産緑地の追加指定基準に基づく新たな追加で、赤く塗られているところ約〇〇h aを指定することにより、区域が変更され、面積が約〇〇h aから約〇〇h aとなります。

続きまして、生産緑地の面積及び推移を説明させていただきます。

1ページをお開きください。こちらの表は平成4年に生産緑地地区の都市計画決定を行ってから、これまでの地区数と面積の推移となっております。

現時点につきましては、1枚めくっていただき、この表の下から2行目の、令和元年11月29日の欄をご覧ください。現在、地区数が183地区、面積が28h aとなっております。

今回の都市計画変更により、地区数は2つ減り181地区となり、面積は0.31h a減り、27.69h aとなる予定です。表の一番下に今回変更した場合の予定を掲載しています。

次に添付してある資料、参考資料右上に10/1など書かれているものが10枚あります。これらにつきましては、今回説明した地区の住所や所有者のリストとなっておりますので、今回説明を省かさせていただきます、後ほどご覧いただければと思います。

生産緑地地区の変更についての説明は以上となります。ありがとうございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま公園みどり課より生産緑地地区の都市計画の変更（案）の説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

よろしいですか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 特にないようですので、それでは、今回の生産緑地地区の都市計画の変更（案）につきましては、支障なしということをお願いいたします。

公園みどり課の職員の皆さん、ごくろうさまでした。

—— 公園みどり課職員退室 ——

---

### ◎転用等届出受理報告

○議長 それでは、次に次第7の転用等届出受理報告にまいります。

報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請取下げの件について2件、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について2件、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について15件ございますが、今月も会議時間短



縮のため読み上げはなしとしますので、ご了承ください。

そして、今から数分間届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がありましたらお願いいたします。11ページから16ページになります。

——— 資料確認 ———

○議長 そろそろよろしいですか。

転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

ありませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、転用等届出受理報告は終わりとします。

もし後から気がついたら、最後に質問を受けますので、そのときに質問してください。

---

### ◎その他

○議長 続きまして、次第8のその他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が3件、協議事項が2件、報告事項が5件ございます。

初めに、依頼事項1件目、農業経営及び農地利用状況に関する調査について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 では、農業経営及び農地利用状況に関する調査につきまして、昨日までの回収率は約90%となっております。

新型コロナウイルス感染症対策で郵送での提出をお願いをしてきましたが、今34名の方が未提出となっております。本日、担当地区内の未提出分の調査票をご用意いたしました。こういったご時世ですので可能な範囲で結構です。また昨年からの未提出となっている方など、調査の対象としてどうかという農家さんもいらっしゃいますので、本当に可能な限りで結構ですので、訪問してインターフォン越しですとか、提出のほうの依頼ができるような方には対応をお願いしたいと思います。

調査結果の取りまとめをする都合もございますので、10月4日ぐらいまでに配布のほうを行っていただくと助かります。

できる範囲で結構ですので、よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいまの調査票、八・一調査です。八・一調査の回収の依頼につきまして、何かご質問ございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようですので、次に資料2、資料3に関わる報告事項について、続けて事務局より説明をお願いします。

○事務局 まず、資料2のほうをご覧ください。

こちらは令和3年度農地利用最適化の推進施策に関する意見書の送付についてということで、毎年農業会議のほうで4月から6月くらいにかけて、各市町村に農地利用最適化の推進に関しまして、何か意見あれば農業会議でまとめて県知事に要望しますので、要望を上げて下さいという連絡があるんですが、そのとき農業会議が県内の各市町村から受けた要望を意見書として取りまとめまして、9月4日に県知事のほうに提出しましたので、ご確認くださいというような報告になりますので、こちらは後で読んでおいていただければと思います。

また、読んでもしほかにもこういうことを県知事に要望してほしいなと思うようなことがございましたら、また来年もこの要望の機会がございますので、そのときに意見を寄せていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、資料3のほうを説明させていただきます。

こちらは、本日の研修のときにも話が上がりましたが、農地利用最適化推進1・1・1運動活動報告のホームページ掲載についてということで、この1・1・1運動というのは、県内の農業委員、農地利用最適化推進委員、全員が1人1年に1回農地利用の最適化に向けた活動をしよという運動でして、実は毎年各委員さんに今年はどういうことをやりましたという報告書を上げていただいています、令和元年度も、委員の皆さんから上げられた1・1・1運動の活動報告の中から1つ選んで埼玉県農業会議へ報告してあります。

それと、農業委員会としての活動報告も1件、合計2件、ほかの市町村も同じように1自治体2件分ということで、埼玉県農業会議のほうに送っているところなんですけれども、それをまとめてホームページに載せましたという報告になります。

参考に、後ろのページのほうに八潮市が所属する南埼玉郡と近くの北足立郡、こちらの他市の活動内容の事例を印刷しておきましたので、後で読んで内容を確認いただいて、また年度末に皆さんにこういった報告を上げて下さいということになりますので、ほかの市町村はどういうことを活動報告として上げているのかなという目で見ただければ、参考になると思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 これは暮れにまたやるんでしょうけれども、成功事例じゃないと駄目ですか。

○事務局 成功ということはないです。こういう活動をしたという報告ですので、必ずしも成果に結びつかなくても結構です。

○議長 いいんですね、はい。

次に、協議事項1件目、農業委員会組織による令和2年7月豪雨災害義援金の募集について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料4のほうをご覧ください。

埼玉県農業会議より今年の7月の豪雨災害義援金の募集についてお知らせが参りました。金額は1口1,000円で、農業委員会で取りまとめて送金することができるということになっております。

また、確定申告の控除にもなりますもので、こちらの手続については、後でまた周知することなんですけど、最近こういった災害が多いもので、同様の事例で令和元年の11月には当時の台風19号の災害によるものとして、当農業委員会から1人1,000円掛ける15人分、プラス事務局分を送付しております。また、その前となりますと、平成30年8月の西日本の豪雨災害のときも同様に1人1,000円掛ける人数分を義援金として送付させていただいたところなんですけれども、今回の募集につきまして、どうされるか協議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 毎回農業委員会としてはこういう義援金は送っているの、今回もよろしいですね。今までどおりで。

○事務局 すみません、ちょっと言葉足らなかったんですけども、皆さんから頂いた慶弔費の中から支出させていただくようになります。よろしくお願いします。

○議長 ということで、慶弔費の中から1人1,000円、15人分送金していただくことにしたいと思います。

よろしいですね。

——— 委員より意見なし ———

次に、依頼事項2件目、資料5の「全国農業新聞を読もう!!」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料5の全国農業新聞を読もう!!紙面徹底解説パンフレットをご覧ください。

こちら、先ほどの研修でご講義いただきました全国農業会議所からパンフレットのほうを送られてきていまして、1ページ開けていただきますと、発行日が毎週金曜日ということで、週1回ご自宅のほうに送られてくる形での購読になる新聞です。

購読料としては、月額700円、税込み、送料込みになりまして、購読をお願いしたいということです。申込みは農業委員会のほうに申込みをしていただいて、購読料につきましては、各自のJAの口座から引き落としの形でお支払いいただきます。購読にご興味がある方は事務局のほうまでお声かけください。

これは今のところ強制ということではないですので、一応ご案内だけです。

以上です。

○議長 ちなみに八潮市農業委員会で購読しているのは私だけです。

それでは、次に資料6から8の報告について、続けて事務局より説明をお願いします。

○事務局 ちょっと外の雨音が入りますので、マイクを使わせていただきます。

まず、資料6のほうをご覧ください。

こちらは農林水産省のほうから周知を依頼されたということで、農作物の盗難に気をつけてということで、少し前のニュースでもございましたけれども、埼玉県のほうでも梨がかなりの量、盗まれたというニュースが流れておりました。

このところで農林水産省が地域の盗難被害の状況や防犯対策の実態を調査しまして、その結果を基に農作物の盗難を防ぐ際の参考となる啓発資料を取りまとめましたというのが、資料6になります。

1枚めくっていただきますと、農林水産省で実施した調査結果が出ております。

もう1枚めくっていただいて、4ページにいきますと、盗難防止対策の取組としまして、まず生産者が行うこととしまして幾つか挙げられていますが、例えば収穫物は畑等に放置せず持ち帰るとか、収穫物や道具を畑に放置しない、倉庫の窓や出入り口は施錠を徹底ということが書かれています。

また、隣のページにいきますと、生産者が行う取組のポイントとしまして、園地にネットや柵等を設置し、進入しにくい環境をつくる。園地に盗難防止、立入禁止、前にうちの農業委員会で話し合ったときにも出ましたけれども、農薬散布直後等の看板やのぼりを設置する。防犯カメラ、センサーライトを設置するなどの防止策が書かれております。

もう1枚めくっていただきますと、地域で行う被害防止対策、こういうことをやったらいいんじゃないかということで、チラシの作成であるとか、防犯パトロールの実施、そのようなことが書かれております。

その後をめくっていただくと、今度はちょっと別な話になるんですけども、農作業による死亡事故を防ぎましょうということで、農作業による死亡事故率というのは、ここ数年ずっと実は一般交通事故よりも高いということなんですけれども、下のほうのグラフによると、農作業中の死亡事故は一般交通事故の約6倍、建設業の約3倍と非常に高い確率となっておりますので、この辺を再認識されまして、皆さんにも十分ご注意いただきたいと思います。

資料6のほうの説明は以上となります。

次に、資料7のほうをご覧ください。

こちらは東京電力パワーグリッドのほうから周知を依頼されたものになりますけれども、今回台風も数日前の予報と違ってそれたので、こうして皆さんと一緒に開催できてよかったところなんですけれども、まず東京電力のほうから接近前の対策にご協力くださいというこ

とで、農業に身近なところだと、ビニールの飛散防止をされていますかとか、こういうことが書かれております。

また、電線にビニールハウスなどのビニールが飛んで電線にかかるパターンも過去に何度か見かけたことが皆さんあると思うんですけども、特に高圧線なんかにはビニールが引っかかっちゃうと非常に危険なので、感電の危険性もあるので、そういう場合は速やかに東京電力のほうに連絡していただきたいところなんですけど、裏面見ますと、東京電力に通知するのに今チャットを始めましたということで、このチャットを使って東京電力と連絡を取ると、電話よりもスムーズで写真も送れて便利なのでご利用ください。そういったチラシとなります。

資料7は以上でして、次に資料8のほうをご覧ください。

こちらは家賃支援給付金のお知らせということで、こちらも農林水産省からの通知なんですけれども、名前は家賃支給給付金というんですけども、こちらは農地の借地代などについても給付金の対象となりますよ、そういうお知らせなんですけれども、給付の対象となりますと、今年の5月から12月におきまして、その間のいずれか1か月の売上高が前年の同じ月に比べて50%以上減少、同じくその間の連続する3か月の売上高が前年度の同時期に比べて30%以上減少のいずれかになれば対象ということになっています。

裏側を見ますと、申請期間等が載ってまして、申請期間は今年7月14日から、来年1月15日までで、インターネットでのウェブ上での申請を基本としているということです。必要に応じて予約制なんですけれども、申請サポート会場というところがありまして、そこでスタッフさんに手伝ってもらって申請の入力サポートを受けられるということです。

こちらの問合せにつきましては、下にありますけれども、家賃支援給付金コールセンターにおかけくださいということです。

それから後ろは申請する際の添付書類のポイントなどが書かれております。

最後のほうはよくある問合せといった内容になっています。

資料6から8の説明は以上となります。

○議長 それでは、次に依頼事項3件目、農地パトロールの実施について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 最初お配りしました手提げバッグの中に入っていた資料なんですけれども、それぞれクリップボードに挟まれた書類に沿って説明させていただきます。

先日の総会のとくにもちょっと話したんですけども、毎年9月といいますと合同農地パトロールといいまして、皆さん集合していただいて、総会とは別に集まっていたいて、何班かに分かれて共同で農地パトロールをやっているんですけども、今年は新型コロナウイルスの影響で、あまり1台の車に数人が乗って密な状態で活動するのは好ましくないとい

うことで、申し訳ないんですけども、お一人でそれぞれ自分の地区を農地パトロールしていただきたいと思います。

まず、配付させていただいた令和2年度八潮市農業委員会農地パトロール実施要領というのをご覧ください。

調査対象は担当地区内の遊休農地となります。注意していただきたいのは、遊休農地というのは1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みのない農地のことをいいます。なので、多少草が伸びていても作付の合間だったとか、たまたまちょっと体調が悪くて数か月管理できなかったとかという場所で、この先は耕作されるだろうと予想されるような農地は報告されないようお願いいたします。主に明らかに草木が伸びて、このままだと周辺の農地に迷惑をかけてしまうような、そういう農地をチェックしていただきたいと思います。そのほかにも不法投棄とか農地転用違反とか、そういうものが明らかになれば同様に報告してください。

その下に書いてありますが、こういうところはあまりないんですけども、接道もなく、立ち木等に塞がれて、どこからどこが農地か分からない、そういう困難な場所は調査をしなくともよいということになっております。

次に、作業順序なんですけれども、まずお配りしました各住宅地図の写しを見ていただきたいんですけども、こちらのほうに黒丸で白抜きの数字が入っている地図となっている委員さんもいらっしゃいます。中には黒丸の印のない委員さんもいらっしゃいます。この黒丸白抜き数字というのは、去年の農地パトロールで指摘された箇所なので、こういった箇所についてはその後改善されたかどうか気になる場所ですので、まずその黒丸の土地が地図に載っていましたら、そこをチェックしていただきたいと思います。赤ペンも入っておりますので、そのチェックした土地が管理されて、もう遊休農地でなくなっていれば丸、そのまま管理されていなければ地図に赤ペンでバツをつけていただきたいと思います。同様にA4の農地パトロール報告書というのがあると思うんですけども、そちらに丸、バツを転記していただいて、現地の様子を記入例に倣って記入していただきたいと思います。

次に、新たな遊休農地が発見された場合なんですけれども、配付させていただいた地図に黒丸の数字が載っていない農業委員さんはここからの作業になります。

まず、現地をパトロールしまして、遊休農地が確認されたら地図に赤ペンでその区画を囲んでください。遊休農地なので、区画を囲んだところ上下左右どこでも構わないので、バツとチェックしていただいて、それをA4の報告書のほうに転記していただきたいと思います。

それと、新たな農地を発見された場合は、区画を囲むほかに通し番号を1番、2番とつけていただいて、報告書と合わせていただきたいと思います。

報告書に記載する地番のほうなんですけれども、これは分かれば記入ということで結構で

す。ちょっと文字も小さいですし、住宅地図、必ずしも地番が正確とも限りませんので、遊休農地については、皆さんから提出を受けた後、事務局で全て確認させていただきますので、分かる範囲で地番は書いていただければと思います。

こちらは10月23日、これは来月の総会の日なんですけれども、この日に提出、もしくは市役所に来る用事があって、それまでに農地パトロールが済んでいる場合は、そのときに提出されても結構です。

調査後のことなんですけど、遊休農地と報告された農地は事務局で再確認後、取りまとめまして、総会に諮った上で所有者に対し利用意向調査書、または管理依頼文書を発出します。これは法律で11月末までに発出しなければいけないということになっております。

参考に2枚目をご覧ください。

こちら、農地パトロールの根拠なんですけれども、まず第30条で農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況について調査を行わなければならない。これを受けての今回の農地パトロールと解釈してください。

下の利用意向調査につきましては、第32条で利用意向調査の結果、農地パトロールの結果、次の各号のいずれかに該当する農地があるときはというのは、遊休農地であるときはということなんですけれども、その農地の所有者に対し、農業上の利用の意向について調査を行うこと、利用意向調査を行うこととするということで、これに沿っての今回の活動となっております。

説明は以上です。

○議長 ただいまの農地パトロールの説明について、何かご質問はございますか。

○15番（松田淳一委員） 15番、松田です。

遊休農地がなかった場合は、パトロール報告書というのは。

○事務局 異状なしと書いていただければ結構です。

○15番（松田淳一委員） それと、道路から見えないような畑はやっぱり確認したほうがいいですね。

○事務局 松田委員のところはほとんどが生産緑地だと思うんですけれども、本来生産緑地というのは第三者が確認できるようになっていないといけなくて、どこからも見えない生産緑地というのは無いとは思いますが、可能な範囲で結構です。

説明のときにちょっと不足しましたが、生産緑地については、特に区画整理事業地内の場合、そこにはない場合もありますので、もしくは区画整理施工者が一時資材置場なんかに借りているところもありまして、必ずしもその地図のとおりになっているとは限りませんので、その辺は分からないで結構ですので、よろしく願いいたします。

○議長 ほかに質問ございますか。

よろしいですか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 それでは、皆さんお忙しいとは思いますが、くれぐれも安全に注意してパトロールされますようお願いいたします。

それでは、最後になりますが、次回の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、今回は令和2年10月23日金曜日午後2時より、今日と同じこのJAさいかつさんの八潮八條支店の会議室で開催いたします。よろしくをお願いします。

10月23日金曜日になります。

○議長 ただいま事務局より10月の農業委員会の総会のご案内がありました。

それでは、最後に皆様から全体を通して何かご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

事務局から。

○事務局 すみません、次回10月23日ですが、パトロールの結果の回収と、あと今日お配りしています手提げ袋ですとか、パトロールで使いますバインダー、それから腕章が中に黄色いが入っています。そういったものの回収もしたいと思いますので、併せてお持ちください。よろしくをお願いします。

それともう1点、緑の帽子を、新人の委員さんのテーブルに置かさせていただきました。

こちら、今後パトロールで使いますので、ご自身で保管のほうをよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 帽子はパトロールや、今年はないのですが農業祭のときの紹介のときにかぶってもらって使うぐらいです。普段もしパトロールする方は、かぶったほうがいいのかと思います。

ほかにございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 特にないようでしたら、これで議長の席を下ろさせていただきたいと思います。

皆様、ご協力ありがとうございました。

○事務局長 大塚会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には研修会に引き続き、慎重審議をしていただきまして誠にありがとうございました。

先ほどの繰り返しになりますが、次回の10月総会はこの場所、同じ農協の2階を借りておりますので、こちらの場所で2時からということになりますのでよろしくをお願いいたします。

---

◎閉会の宣告



○事務局長 それでは、閉会の言葉を小早川会長代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 本日は研修に続きまして総会と、長時間にわたりまして委員の皆様には慎重なるご審議をいただきましてありがとうございます。

台風12号も海上を進みまして、大過なく済みました。去年の今頃、台風15号で千葉県のほうで大きな災害を受けたところがありました。これからも接近して近づいてまいりますけれども、対策をしていただきまして、少しでも少ない被害で済むよう工夫したいと思っております。

以上をもちまして、9月の八潮市農業委員総会を終了いたします。ありがとうございました。

○事務局長 ありがとうございました。これにて散会いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後5時00分